

Ⅲ. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版) 進捗状況報告書(平成 26 年度版)に対する 市民意見への回答

平成 26 年 7 月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）進捗状況報告書（平成 26 年度版）」について、平成 26 年 7 月 1 日（月）から平成 26 年 7 月 16 日（水）の 16 日間にわたり、市民の皆様のご意見を募集いたしました。その結果、4 名の方より 115 件のご意見をいただきました。ここでは、いただいたご意見に対する市からの回答をお示ししています。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(平成26年度版)に対する市民意見への回答

- 募集期間 平成26年7月1日(火)～平成26年7月16日(水)
- 意見提出者数 4人
- 意見の件数 115件
- 内容別の意見件数

項 目	件 数
①茅ヶ崎市環境基本計画進捗状況報告書全般について	14
②目標及び重点施策	101
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	73
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	17
テーマ3 資源循環型社会の構築	0
テーマ4 低炭素社会の構築	2
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	9
③その他	0
合 計	115

①茅ヶ崎市環境基本計画進捗状況報告書全般について						
No.	目標	重点 施策	ページ	意見の内容	担当課	回答
1	－	－	全般	表紙について、新しい発想で市民の興味をひき、良い試みだと思います。今後も期待しています。	環境政策課	今後もより良い報告書の作成に努めます。
2	－	全般	全般	取り組み予定、実施結果、その理由、そして予算、評価、できたこと、できなかったこと、今後の方向性とまとめられ、わかりやすくなっています。 ただ、できなかった理由、原因が曖昧なため、方向性も曖昧で信憑性がなく説得力がない。 例えば赤羽根十三図、平太夫新田について新たな提案がない限り、今年度も同様の結果になると思います。 また、24年度の環境審議会の意見をどう捉えたのか、あるとさらに良かったと思います。	環境政策課	いただいたご意見のとおり、まだまだ課題も多いので、今後もより良い報告書の作成に努めます。
3	全般	全般	全般	みどりの基本計画との整合性がとれていないこと。 例えば千ノ川の記(P43)の河川緑化として、市民団体と情報交換を実施していることが評価の根拠なのでしょうが、みどりの基本計画の進捗状況によると「千ノ川はコンクリート護岸と協議会が決定したため、多自然型護岸の予定はない」とされています。河川緑化の課題を正しくとらえないと、いつまでたっても目標に向かえないでしょう。管理用道路の緑化について早く話し合う必要があると考えます。	環境政策課	他の個別計画との整合性については随時留意していきます。 千ノ川整備については、現状の川幅や周辺の土地利用の状況等を考慮すると、川幅の拡幅など抜本的な対策を講ずることは非常に難しい状況です。また、昨年の台風18号時の河川の状況を考慮すると、コンクリート護岸による整備により浸水対策を講ずることが安全面から考えても最適な方法であると考えております。ただし、そうした中でも地元自治会と調整を図りながら樹木植栽を行い、併せて周辺環境にも配慮してまいります。

4	全般	全般	全般	「優先する他の施策との兼ね合いから本施策を行えなかった」という表現がいくつかあります。真実なのかもしれませんが、この表現はいかがなものでしょうか。優先施策とは何かを明確にしないと次につながらないし、やらなかったという理由にならない。優先順位の付け方が誤っている可能性もある。また、目の前の課題への対応に費やされてこの施策が行えなかったということもあるでしょう。その場合は人員が不足しているということになり、解決方法が変わってくると思いますが。	環境政策課	記載の仕方、表現については理由や原因を明確にし改善を図ってまいります。 また、優先度を設定するなどして着実な施策推進を図ります。
5	－	全般	全般	遊水機能土地保全事業費が繰り返し掲載されています。この施策自体は良い施策だと思いますが、各コア地域やその周辺で、水田として営農されている場所が増えたかどうか「環境基本計画」では課題なのです。もう少し丁寧な分析が必要と思われます。	環境政策課 下水道河川建設課	遊水機能土地保全事業は、雨水の貯留浸透を促進し浸水被害の防止または軽減を図ることを目的として実施しておりますが、その結果として水田等の遊水機能を有する土地を保全し自然環境の保全に寄与するものとしてとらえております。 状況分析については、いただいたご意見を踏まえ見直ししてまいります。
6	－	全般	全般	施策番号5,7,8,9,12の予算の執行状況が不明瞭。どこに何を使ったのか、明確にしてください。そのうえで26年度の50万が妥当かどうかということになると思われます。赤羽根十三図も平太夫新田についても何も進んでいないのに、こんなに減額したのか納得できません。その理由が評価に影響すると思うので、明確にしてください。	環境政策課 景観みどり課	平成25年度の維持管理費については、赤羽根十三図の特別緑地保全地区指定に向けた基礎調査(地籍調査)事業費として1,124千円執行しました。 平成26年度は赤羽根十三図の特別緑地保全地区指定における経費を用地測量委託料として単独で2,000千円計上しており、コア地域全体で使用できる維持管理費が500千円に減額となっています。
7	全般	全般	全般	主語がないものは担当課が行ったことという解釈でよいのでしょうか？	環境政策課	基本的にはそのような解釈ですが、中にはそうでない項目も混在しているため、今後は取り組みの主体を明確にするよう努めます。
8	全般	全般	全般	全体的に昨年と比較すれば、分かり易く読みやすくなっている。	環境政策課	今後もより良い報告書の作成に努めます。
9	－	全般	全般	■平成24年度版年次報告書の内容 課題(環境審議会の評価)が簡単に省略されている。分かりにくい部分があるので、あまり省略しないほしい。	環境政策課	記載の仕方については今後も改善を図ってまいります。
10	－	全般	全般	■平成25年度の取り組み Pのプランが、目標に合っていない施策がたくさんあり、特に◎の「予定していなかったが実施した施策」は特に書き出す必要があるとは思えない。付属してやって当たり前の事業が書かれており、納得できない。	環境政策課	環境基本計画年次報告書(平成24年度版)に記載している施策との区別がつくように二重丸(◎)で「予定していなかったが実施した施策」を示しましたが、必要な情報かどうか精査いたします。

11	—	全般	全般	■予算執行状況等 予算のその施策に使った内訳が書かれていないため、分からない。26年度予算が減った場合の説明もなく、もう少し親切に書くべきである。	環境政策課	記載の仕方や具体性については今後も改善を図ってまいります。
12	—	全般	全般	■評価及び理由 「できなかったこと・問題点」は、もっとしっかり何が問題で準備した施策ができなかったのか、分析しないと今後の方向性は出ないと思うので、書き方を考えるべきである。		
13	—	全般	全般	■今後の方向性 具体性がなく、問題点を解決する書き方もされていないので、またできないのではないかと考えてしまう。		
14	—	全般	全般	■スケジュール 環境基本計画(2011年版)と異なるスケジュールを毎年書き換えているので、後退しているのが分からない。どのくらい遅れているのか、示してほしい。	環境政策課	環境基本計画年次報告書(平成26年度版)よりスケジュールの変更履歴を記載いたします。

②目標及び重点施策

テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

施策の柱1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

No.	目標	重点 施策	ページ	意見の内容	担当課	回答
15	1	—	12	調査は行われたが、その結果、特に城之腰や汐見台はどう生かしていくのか、市民との検討はされていない。将来のモニタリングに関しても「自然環境調査員養成講座」はほとんど調査員となる人がいないような状況である。本格的な継続した研修の場を設定しないと、目標は何のためにあるのかという状況になると考えるので、きれいな事は書かないでほしい。	景観みどり課	自然環境調査員養成講座の参加者については、次回調査に参加していただくように働きかけを行います。 調査員の養成については課題と認識しておりますが、客観的な評価を行うためにもある程度の知識量が求められるため、継続的に講座や研修等を開催し養成に努めます。
16	2	—	13	目標が25年度までになっているが、遅れている理由が書かれていないこと、次の重点施策1にあるようにスケジュール的には32年度までに設置・作成すればいいことにしているのは、おかしいのではないかと。	景観みどり課	計画上の当初目標からは遅れておりますが、各コア地域の課題や状況がそれぞれ異なる中で、全てのコア地域の保全管理計画を並行して作成するのは困難なため、優先度をつけて着実に取り組みを進めます。 まずは赤羽根十三区、平太夫新田の2地域から保全管理計画の作成を進めます。

17	—	1	14	今後の方向性の特記事項の下の最後の部分「……は、関係する重点施策を推進し保全を図ります。」の関係する重点施策とは何でしょうか？	環境政策課 景観みどり課	柳谷については重点施策10と11、柳島については重点施策12になります。 また、間接的には重点施策1、2、13、14、15、16、17、18、19、20、25、26およびテーマ5に掲げている全ての各重点施策についてもこちらに該当します。
18	—	1	14	■平成25年度の取り組み 清水谷の実施結果の部分に、「市民団体等の協力により……保全管理活動が行われました。」と書かれているのはどのような意味か？ 全体的に「市民団体」と書かれている所、「市民団体等」、「市民等」、「固有名詞の記載がある所」などがあり、統一性がないが、どのような区分けをしているのか？ 清水谷は、清水谷を愛する会が単独で保全作業活動を行っており、茅ヶ崎市と協定を結んでいるにもかかわらず、「市民団体等」と言う書き方にはどうか。	環境政策課 景観みどり課	市と協定を結んでいる「清水谷を愛する会」により、長年にわたり清水谷の保全作業が行われています。その中で、年に数回ではありますが事業者の方々が保全作業に携わっていることもあり、ここでは「市民団体等」という表記にしております。 ご指摘のとおり、表記については統一感がなく、明確に区分けをしているわけではございませんので、今後留意してまいります。
19	—	1	14	■平成25年度の取り組み 平太夫新田及び赤羽根十三図の活動組織体制、保全管理計画は検討が行われたと書かれているので、誰が、どこで、どのような検討をされたのか、公表してほしい。	景観みどり課	景観みどり課内での打ち合わせにおいて、平太夫新田および赤羽根十三図の現状・課題を確認し保全管理計画・体制について検討を行いました。現状の課題については各重点施策に記載をしております。
20	—	1	15	■平成25年度の取り組み 保全活動を市民も行なったと書くなら、コア地域の周知の強化についても、広報だけでなく、市民が各団体で行なっている定例会での周知や環境フェアで行った市民団体やエコワークの展示、通信、活動などもそれに当たると考える。広報に出しただけでは周知の強化に当たらない。以前から提案しているが、コア地域のある地域の方々に説明会を開催し、周知する必要があると考える。	環境政策課 景観みどり課	ご指摘のとおり環境フェアで各市民団体の方々にご出展いただいた内容の中には、コア地域の周知につながるものもございました。 コア地域の保全にあたっては、該当地域やその周辺にお住まいの方に限らず、広く市民の方にコア地域の重要性や貴重性を知っていただく必要があると考えます。 紹介記事を掲載した「みんなの環境基本計画特集号」は全戸配布であり、周知の方法としては効果的なものであると考えます。 コア地域の周知については、今後も様々な機会をとらえ行っていきます。
21	—	1	15	「できたこと・成果」に清水谷を愛する会との協定についての記載がないのはどうしてか。	景観みどり課	清水谷を愛する会との協定につきましては、平成26年4月1日締結のため、平成26年度の取り組みを記載する進捗状況報告書(平成27年度版)に記載する予定です。
22	—	1	15	「できなかったこと・問題点」では、どうしてできなかったか書かれておらず、どう改善して行くのかを書いてほしい。	景観みどり課	より具体的な記載をするよう努めます。
23	—	1	15	「できなかったこと・問題点」ですが、平太夫新田及び赤羽根十三図における保全管理計画の作成ができていないことの、具体的な詳しい状況が記載されていません。		

24	—	1	16	具体的に書いてほしい。	環境政策課 景観みどり課	より具体的な記載をするよう努めます。
25	—	1	16	スケジュールですが、保全管理のための計画作成の部分で、平太夫新田、赤羽根十三図は平成25・26年度検討と記載されていますが、「24年度に検討を行いました方向性の決定には至りませんでした」と14ページに記載されていることを考えますと、この先が心配です。コア地域について数人の担当者を設けてほしいです。 担当者は専門的知識を得ていくような、茅ヶ崎市の自然環境を大切にする方に頑張してほしいです。	景観みどり課	平成26年度より、景観みどり課では各コア地域の主たる担当者を決め、施策を推進しております。また、専門的な知識については本課の自然環境エキスパート職員がサポートを行い、担当者の知識習得に努めます。
26	—	2	17	実施結果のできなかった理由は、理由になっていません。ガイドラインは24年度に市民団体等を集めて説明会を行い、「自然環境に限定して使用する」との話で、清水谷の借地を取得した後、25年度に入って急に方向転換し、全く違うガイドラインを出してきた。議論を深める場が必要なら、その場を作ればよかったのに、何もしなかったの、理由にはなりません。	景観みどり課	「今後の方向性」にもありますが、緑のまちづくり基金を活用する対象箇所について、意思決定のプロセス、市民意見の取り入れ方などに様々な考え方があつた中で、基金の使用目的を根本から見直す必要があると考えております。 また、みどりの質が高い地域と保存の緊急性が高い地域のどちらも保全できるほどの財源が無い中で、基金活用の対象はもちろん、財源確保の手法もガイドライン作成にあつたの大きな論点であり、並行して結論を導き出す必要があると考えております。
27	—	2	17	財政確保のための施策検討も具体的に何も書かれていない。検討、研究はすでに5年以上言い続けていることであり、エコワークがみどり基金に関する提言を出してから10年近い年月が経っている。ここから脱却するために何をやるのか。		
28	—	2	17	欄外に書かれている清水谷に活用したことは重要なことで、欄外にあるべきことではないと思います。自動販売機からの一定の寄付については省エネの観点から不適切と思われます。イオン関係のスーパーが使用している「ご当地WAONカード」は利用金額の0.1パーセントが地域に活用されています。イオン系のスーパー市内に2件もあるので、そちらの研究もされたいかがでしょうか？	環境政策課 景観みどり課	清水谷への基金活用は平成24年度であり、平成25年度の取り組みを記載する進捗状況報告書(平成26年度版)では欄外へ記載いたしました。 企業からの募金につきましては、緑のまちづくり基金の趣旨に賛同していただいた企業のご協力により寄付をいただいております。 「ご当地WAON」については横浜市が包括連携協定を結んでこの制度を活用しており、財源確保の選択肢の一つであると認識しております。
29	—	2	18	■ 予算執行状況等 積立金がいくらで、現在の積立額がいくらで、25年度にはいくら使ったかが示されるべきである。	景観みどり課	現在の積立額、活用の結果については別途記載を検討いたします。

30	—	2	18	今年度はどうして積立額が減ってしまったのか、理由をお聞きたい。	景観みどり課	基金の積立額については、他の事業同様に当該年度の市全体の財政状況や優先する事業を勘案する中で予算を決定しております。同様に年度途中の財政状況を見据え、実際に積み立てられる金額も年度により多寡が生じています。
31	—	2	18	「できたこと・成果」は、何日もかかるものではなく、結果を公表してほしい。	景観みどり課	26番のご意見に対しても回答させていただいたように、緑のまちづくり基金を活用する対象箇所について、意思決定のプロセス、市民意見の取り入れ方などに様々な考え方がある中で、基金の使用目的を根本から見直す必要があると考えております。 また、みどりの質が高い地域と保存の緊急性が高い地域のどちらも保全できるほどの財源が無い中で、基金活用の対象はもちろん、財源確保の手法もガイドライン作成にあたっての大きな論点であり、並行して結論を導き出す必要があると考えております。
32	—	2	18	「できなかったこと・問題点」の、「使用目的を明確に」はそのためにガイドラインを作るのであるので、問題点ではなく、しなかっただけである。		
33	—	2	18	みどり審議会の議題としてガイドライン(案)と財源確保の検討を提出し、今後みどり審議会で議論していくと担当課が言われていたはずが、それから一度も議題にかからないのはどうしてか。		
34	—	2	18	民間事業者を対象とした財源確保は難しいと思う。どのように具体的な検討をしていくのか、明確にしてほしい。	景観みどり課	ご意見のとおり難しい面がありますが、民間事業者から直接財源の確保を行う手法だけではなく、民間事業者のCSR(企業の社会的責任)事業における資金調達の手法などについても調査研究を行っています。
35	—	2	18	「できなかったこと・問題点」ですが、「関係団体、庁内部局と議論を行ったがガイドラインの作成には至らなかった」と記載されており、使用目的を明確にする必要があると記載されています。 茅ヶ崎市が、自然環境あるいは生活環境に対して確かな理念があれば、議論の場で多くの意見のまとまりがはっきりしてくるのではと考えます。 茅ヶ崎市の方向性は環境基本計画にきちんと記載されています。環境基本計画を基にガイドラインの作成をしていくことを望みます。	環境政策課 景観みどり課	26番のご意見に対しても回答させていただいたように、緑のまちづくり基金を活用する対象箇所について、意思決定のプロセス、市民意見の取り入れ方などに様々な考え方がある中で、基金の使用目的を根本から見直す必要があると考えております。 また、みどりの質が高い地域と保存の緊急性が高い地域のどちらも保全できるほどの財源が無い中で、基金活用の対象はもちろん、財源確保の手法もガイドライン作成にあたっての大きな論点であり、並行して結論を導き出す必要があると考えております。

36	—	3	19	清水谷と市民の森の間の水路が暗渠になり、道路として拡幅されました。25年度の出来事です。市民の森の駐車場隣樹苗園を買収したことと何か関係があるのでしょか。 清水谷周辺の開発行為は市民団体に必ず伝わるようにしてほしい。自然環境庁内会議にも掛からなかったとしたら、自然環境庁内会議自体のあり方が正しくない。	景観みどり課 公園緑地課	ご意見いただいた道路は法面に落ちてしまう車が多く、地元住民より要望があり安全対策のため道路を拡幅しました。また、構造上水路の勾配を取るために一部暗渠としました。 また、市民の森駐車場北側にある樹苗園については購入しておりません。平成25年度に購入した市民の森に係わる土地としては、市民の森西側の接道している土地を、一般会計を財源として購入しています。 コア地域およびその周辺の改変につきましては、庁内共通意識を持ち、関係市民団体に伝えます。
37	—	3	20	■平成25年度の取り組み 予定していた施策の中の手書き方が良く分かりません。「市民団体『清水谷を愛する会』と連携・協力した保全管理作業」となっており、主語は茅ヶ崎市と読み取れ、清水谷を愛する会は主体的な保全管理作業をしていないということになる。その後の「事業者による保全活動」は、事業者が主体的に保全活動をしていると受け取れるが、実際は年に1度だけ、清水谷を愛する会の活動に参画するというものである。どうしたらこのような書き方になるか。	景観みどり課	実施結果に、「市民団体が～実施しています。」と記載しておりますので、作業の主体は市民団体であるご理解いただけたと考えます。「保全管理」を推進させていく主体は市であると認識していますので、今後も引き続き、実際の活動を行っている市民団体への連携・協力・支援を行います。 事業者による保全活動は、客観的事実を記載しておりますのでご理解ください。 記載の仕方については、今後も改善を図ってまいります。
38	—	3	20	◎の「予定していなかったが実施した施策」に合併浄化槽補助制度の周知と説明看板の設置が記載されているが、これは特緑になった時に行なわなければならない施策である。それとは別に特緑に対する地権者への説明が不十分である点などは解決しておらず、説明不足である。	景観みどり課	合併浄化槽補助制度の周知については、ご指摘のとおり制度周知が十分ではありませんでした。このため、平成25年度においては関係課で対象者のもとに直接訪問し説明を行いました。 説明看板の設置については遅れてしまったことは事実ですが、内容やデザインなどを市民活動団体とも十分協議し、設置することが出来ました。 地権者や近隣住民の方々については、特別緑地保全地区指定の際にご説明しておりますが、平成26年3月に「保全管理計画」を策定しましたので、様々な機会をとらえ、改めて周知説明を行います。
39	—	3	20	遊水機能土地保全事業の実施は、全市的な施策を載せても意味がない。この清水谷の周辺でどのくらい実施され、埋め立てられたりして農地変更が行われた所がないか等が施策の実施結果であると思う。「できたこと・成果」で「保全できた」と言い切っているのはおかしいのではないか。	環境政策課 下水道河川建設課	遊水機能土地保全事業は、雨水の貯留浸透を促進し浸水被害の防止または軽減を図ることを目的として実施しており、結果として自然環境の保全にも寄与するものとしてとらえています。 ご指摘にあります清水谷周辺における実施結果については、具体的にどの辺りを対象にするか統一見解がないため、地区を限定した形での集計は実施しておりませんが、今後の課題といたします。 なお、記載の仕方については今後も改善を図ってまいります。
40	—	3	21	■今後の方向性 書き方として主語がありません。それに書き方も考えてほしい。今後誰が主体的にどのような事を行なうのか、明確にしてほしい。	環境政策課	記載の仕方については今後も改善を図り、取り組みの主体を明確にしていくよう努めます。

41	—	4	22	清水谷もアスファルトで周りが固められつつあります。清水谷を孤立させないということがどういうことなのか、見直す必要があります。生物多様性について職員研修されているということですが、不足していると思わざるを得ません。 また、地元の説明が広報紙だけでは弱い。アスファルト化、水田から乾田の利用などが減らないことを考えると、地元が理解していると思えません。抜本的な改革が必要です。 小出第二小学校用地活用については平成20年に平塚市、藤沢市に視察を行っています。今年度はどこに行かれたのか不明ですが、もうそろそろ視察ではなく具体的な内容を進めてください。	景観みどり課 教育政策課 青少年課	清水谷周辺の自然環境保全については、様々な機会をとらえて地権者などへの働きかけを行っております。 (仮称)小出第二小学校用地の活用については、「青少年が自然体験できる野外研修施設用地として活用を図る」としておりますが、野外研修施設の範囲も広く、また、どのような施設が望ましいのかを検討するため、視察を行ったものです。 今後も視察の結果等も踏まえながら導入施設の検討を進めていきます。
42	—	4	23	■平成25年度の取り組み 「市民の森の維持管理」は、「市民の森ワーキング」によるが、この活動の目的は市民の森を子どもたちがどのように使いやすくすることに重点が置かれている。この重点施策4の目的である自然環境に配慮して行われているかどうかは、明確でない。維持管理とは別に、自然環境の保全をする施策をすべきである。	景観みどり課	市民の森における自然環境の保全については、本来機能のための維持管理との兼ね合いや自然環境の保全管理を実施する主体などについて検討する必要があると考えます。 また、現在市と協働で市民の森の維持管理を行っているボランティア団体「市民の森再整備ワーキング」では、ご指摘のように子どもたちの活動を支援するための活動を主に行っております。 市民の森周辺にも希少な植物が存在しているため、今後は市民団体等のご協力を得ながら自然環境の保全を図ります。また、「市民の森再整備ワーキング」による活動の中でも自然環境保全に対する視点を持って活動していきたいと考えております。
43	—	4	23	市民の森の敷地を購入されたが、一般会計から支出されたのか？	公園緑地課	市民の森西側の接道した土地について、市民の森用地として一般会計より支出しています。
44	—	4	24	目的に合ったことが行われていないので、「ある程度進んでいる」ではなく、「あまり進んでいない」。	景観みどり課 教育政策課 青少年課	教育委員会内部検討会議の開催、また、他市施設の視察により導入施設の検討を行ったことから、平成25年度の取り組みとしてはある程度進んでいるものとして評価しました。 施策の評価については「予定していた施策」の各課かいの「実施結果」を総合的に判断しています。
45	—	4	24	「できたこと・成果」の中にある指導した結果、どう自然環境は保たれたのか、書いてほしい。指導しても意味がない場合もある。特緑でさえ、産業廃棄物を捨てられている状況なのだから。	景観みどり課	埋立地から清水谷へ土砂が流入しないように工事施工者へ指導を行いました。 報告書への記載方法については今後も改善を図ってまいります。

46	—	4	24	■今後の方向性 教育委員会の内部検討結果を書くべきである。	教育政策課 青少年課 環境政策課	平成25年度の内部検討会議においては、現在の利用状況(暫定スポーツ広場)や、今後のスケジュール等の検討、類似施設の視察を行いました。 今後記載等についてはより内容がわかりやすくなるよう工夫していきます。
47	—	5	25	P22と同様です。堤防上をアスファルトにしたことは、職員の認識不足、近隣への説明不足、活動団体との連携不足、職員の研修不足が如実に表れています。	広域事業政策課 環境政策課 景観みどり課	堤防天端の舗装につきましては、国と市の連携が十分図れていなかったことや、本市庁内においても情報共有が図れていなかったことなどから、市民や関係団体への情報提供がきちんとできなかったと認識しています。 今後はこのようなことがないよう、国に対して工事を行う際、市への事前連絡の徹底や自然環境庁内会議等において関係各課と情報共有を十分に図り改善に努めます。
48	—	5	25	実施結果の項目については、周知は最初の定例会1回のみである。周知されたとは言い難い。	景観みどり課	周知内容や回数については、市民団体「相模川の河畔林を育てる会」と調整を行います。
49	—	5	25	保全管理活動の支援について、優先する他施策との兼ね合いから十分に行えなかったと記載されていますが、どのくらいできたのでしょうか。	景観みどり課	広報紙やホームページなどにより市民団体等の活動を周知しました。
50	—	5	26	保全管理計画の検討がされたということなら、内容を教えてほしい。	景観みどり課	優先する他施策との兼ね合いから本施策を十分に行えなかったため、具体的な内容の検討には至っていません。また、施策の進捗の公表については、その成果が一定程度になった段階で、随時審議会等のご意見を伺うとともに、市民の皆様にもお伝えします。
51	—	5	26	ここは「市民団体等の保全管理活動」の中に、市民団体と事業者が一緒に入っていること、市民団体の固有名詞が書かれていること、「茅ヶ崎地区工場緑化推進協議会」は年に1回の参加で同じに扱うことに違和感を覚える。	環境政策課	記載の仕方については今後も改善を図ってまいります。

52	—	5	26	◎の施策は誰がやったのか？ 保全管理活動のスケジュールは、「相模川の河畔林を育てる会」の活動であり、会が国に情報提供した。市には何度もお願いしたけれど国との話し合いは実現しなかったため、自分たちで交渉し意見交換をした。いつ、どのような事を行なったのか、聞きたい。	広域事業政策課 景観みどり課	本市で把握した市民団体の保全管理活動のスケジュールを毎年、年度当初やその都度、河川管理者に情報提供しております。
53	—	5	26	■予算執行状況等 景観みどり課の平成25年度決算見込み額である「1,124千円」は何に使ったのか。どの施策(5.7.8.9.12)にも使われた内容がないので、教えてほしい。	景観みどり課	赤羽根十三区の特別緑地保全地区指定に向けた基礎調査(地籍調査)事業費として執行しました。
54	—	5	26	「できたこと・成果」の前述記したように、何を情報提供したのですか。国との連携が取れていなかったから、土手のアスファルト舗装などをさせてしまうことになったのである。	広域事業政策課 環境政策課 景観みどり課	47番でも回答させて頂いたとおり、国や庁内各課との連携が不十分なところがありましたので、今後は連携を密に図り、市民や関係団体等へ迅速な情報提供を行ってまいります。
55	—	5	26	情報を共有するために、自然環境庁内会議に広域事業政策課を入れれば良いのではなく、この重点施策5に対して真摯に向き合っていれば、お金をかけずに国と市民との間をつなげ、地域の人との話し合いを設定することなどが行われたはずである。その結果として、堤防上をアスファルト舗装することが良いことではないと市民同士も納得でき、国にもお金を使わせることがなかったはずである。何が課題なのか、しっかり認識してほしい。	広域事業政策課 景観みどり課	自然環境の保全エリアの重要性を再確認することが重要であると考えておりますので、エリア内での土地利用に関する情報等については、自然環境庁内会議などで共有するとともに、国や県との情報交換もしっかりと行うなど保全活動や工事等の積極的な情報収集や情報提供に努めてまいります。
56	—	5	26	「できなかったこと・問題点」の最後、「・・・必要です。」ではなく、それは最初から言われていることであり、努力しなかったのではないか。	景観みどり課	土地所有者の理解については、関係機関と今後調整してまいります。

57	—	5	26	保全管理計画の検討ですが、どのような内容なのでしょう。どのくらい検討されたのでしょうか。 成果ですが、茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会による保全活動は年に一度ですので、他の団体への呼びかけなどにも力を入れてほしいです。 「できなかったこと・問題点」ですが、国や県への働きかけは今後どのようにするのか具体的に知りたいです。 保全管理を進めるための関係者会議はいつ頃行うのでしょうか。 土地所有者の理解を得るためにどのような計画ですか。	景観みどり課	保全管理計画の検討については国の整備計画等の把握などに努めておりますが、具体的な検討には至っておりません。今後は市の占有地における保全管理計画の作成を進める等、土地利用や所有形態を考慮し、段階的に進めることにより早期の作成を目指します。また、そのための調査、協議を進めてまいります。 「茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会」以外の団体との連携については、それぞれの団体の活動との兼ね合いもあり難しいと考えますが、広報紙等での市民参加の呼びかけ等を継続して実施してまいります。 また、国や県との関係については、自然環境庁内会議委員に広域事業政策課長を加え、情報共有及び課題解決に努めてまいります。 土地所有者の理解については、関係機関と今後調整してまいります。
58	—	5	27	■今後の方向性 保全管理計画を検討するのはどのようにされるのか？	景観みどり課	保全管理計画の検討について市の占有地における保全管理計画の作成を進める等、土地利用や所有形態を考慮し、段階的に進めることにより早期の作成を目指します。また、そのための調査、協議を進めてまいります。
59	—	5	27	最後の文章は、情報を提供するだけでなく、国や関係団体、地域などに茅ヶ崎市としてどのような考え方を伝えるかが重要である。この施策に即した提案を積極的にすることが必要でしょう。	景観みどり課	自然環境庁内会議委員に広域事業政策課長を加え、情報共有および課題解決に努めてまいります。その上で、国や県などへ茅ヶ崎市としては、この地域は、生態系ネットワークの核(コア)となる「コア地域」として優先的に保全していく旨などの要望を含めて対応していきたいと考えています。
60	—	6	28～29	市としてはこの施策は何も行っていない。何をするのか具体的に書いてほしい。	景観みどり課	重点施策5において、保全の方向性をある程度明確にした上で、地域との連携について検討します。また、重点施策6については、保全管理に関して市民が行う活動に対する支援を行いました。
61	—	6	29	予算がついてないのは、予定していた施策が実施に至らなかったからでしょうか。「できたこと」や「できなかったこと・問題点」などを見て、積極的な部分が感じられませんでした。	景観みどり課	平太夫新田の保全管理については重点施策5および6に位置づけており、予算については重点施策5に位置づけています。なお、重点施策6については、平成25年度の予定施策を基に、予算措置の必要がないと判断しています。
62	—	7	32	■今後の方向性 保全や管理の方向性を明確にしているが、どのようなスケジュールでどのような検討を行なうのか、定かでないの、それを先に明確にしてほしい。	景観みどり課	保全管理については、特別緑地保全地区の指定区域を明確にした上で、保全の方向性や管理の体制を検討したいと考えております。スケジュールについては平成26年度に指定区域の選定、平成27年度に特別緑地保全地区への指定を目指しています。

63	—	7	32	■ 予算執行状況等 1,124千円の使い道を教えてほしい。	景観みどり課	53番でも回答させて頂いたように、赤羽根十三図の特別緑地保全地区指定に向けた基礎調査(地籍調査)事業費として執行しました。
64	—	8	33	現地のモニタリングを元自然環境評価調査員によるとしているが、調査員の位置づけが明確でない。調査は5年ごとに行なう事になっているし、その間にもコア地域などで調査が必要な場合があるため、団体として組織化し、多くの人に参加してもらうようなシステムにする必要がある。	景観みどり課	モニタリング調査については、一定の知識を有していること、また、以前の評価結果との比較を可能にすることから元評価調査員と実施しました。 5年ごとの自然環境評価調査については多数の調査員の協力が必要であることから、調査員養成講座参加者の活用などを含め、多くの人に参加していただけるシステムを検討します。
65	—	8	33	予算執行状況等の1,124千円の内訳を教えてください。	景観みどり課	53番でも回答させて頂いたように、赤羽根十三図の特別緑地保全地区指定に向けた基礎調査(地籍調査)事業費として執行しました。
66	—	8～9	33～37	行谷・長谷について、みどりの基本計画の進行管理チェックシート(平成25年度)には行谷・長谷では定期的にモニタリングを実施し、自然環境の現状把握に努めたとあります。記述内容が異なりますが、どちらが正しいのでしょうか。景観みどり課の職員が記述していると思いますが、課の中で話し合っていると思えないのですが。 また、行谷の細流の草刈りは環境市民会議「ちがさきエコワーク」で行っています。公園緑地課がやっているならば重複する可能性もあるので、もう少し連絡を密にとれないもののでしょうか？	景観みどり課	行谷のモニタリング調査について進捗状況報告書では記載しておりませんでした。みどりの基本計画進行管理チェックシートのとおり、行谷、長谷のモニタリングを実施しました。 今後、行谷の細流の保全作業を実施する場合には、連絡調整を密にするよう努めます。
67	—	9	35	■ 平成25年度の取り組み 実施結果の中の「草刈りを不定期で実施しました。」と書かれているが誰が実施したのか、主語がない。エコワークが声をかけて多くの市民や職員が参加してくれているが、それを指しているのか？	環境政策課 景観みどり課	草刈りについては市民有志の方によって実施されております。 今後は取り組みの主体を明確にしていくよう努めます。
68	—	9	36	援農ボランティア制度や環境保全型農業は行谷の農家を対象にしているわけではなく、目的に沿った施策ではない。	農業水産課 環境政策課	援農ボランティア制度や環境保全型農業は、行谷の農業者だけを対象にしているわけではありませんが、行谷の農業者も対象として含まれています。特に援農ボランティア制度については労働力不足の解消につながる制度であることから、引き続き活用してまいります。
69	—	9	36	保全管理計画の庁内での協議は、いつ、誰がどのような内容を協議したのか示してほしい。	景観みどり課	環境政策課を含め、行谷全体について一体的に保全管理する手法について模索しています。

70	—	9	36	平成25年度決算見込みの1,124千円の使い道を示してほしい。	景観みどり課	53番でも回答させて頂いたように、赤羽根十三図の特別緑地保全地区指定に向けた基礎調査(地籍調査)事業費として執行しました。
71	—	9	37	■今後の方向性 「細流(市有地)の保全を進めます。」とあるが、誰が進めるのか？市が細流に関しては、自然環境の保全に責任を持って計画的に継続的に行なってくれるということでしょうか？市民との協働はしないのか。	景観みどり課	細流の具体的な保全方法につきましては、行谷全体について一体的に保管理する計画の中で検討していきます。 保全活動につきましては、市民有志の方々との協働により実施していきたいと考えております。
72	—	10～11	38～41	周辺道路のために多くの動植物が破壊され、柳谷は孤立してきている。部分的とはいえ、良好な土手の土が見えるほどの草刈りで、植生が変わった所もある。重点施策11との関係でも何も行っていないと思える。	景観みどり課	周辺道路の整備につきましては、関係者との協議を行い、自然環境へ配慮した整備方法で実施しております。 自然環境の保全方法や土手などの維持管理方法につきましては、関係機関等と調整いたします。
73	—	11	42	■今後の方向性 書かれていることは具体的に何を指すのでしょうか？	景観みどり課	良好な里山景観の保全に関する施策につきましては、現在生け垣の築造、保全への助成のみであるため、新たな施策は「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しと合わせて検討します。
74	—	11	42	生け垣への今の補助方法は、時代遅れになっているのではないかと。早く条例を作成し、時代に合った各地域に独自にある樹林等を保全してほしい。	景観みどり課	生け垣については、貴重なまちのみどりの一部であると考えておりますので、引き続き支援を継続したいと考えております。 また、「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」において、緑地の保全に関する制度等を位置づけていきます。
75	—	12	44	平成25年度の取り組みは、どの課が誰とやったのかが書かれていないので、分かりにくい。それにもかかわらず協働事業は申し込みと参加人数まで書いてあるのはどうしてか。	環境政策課 景観みどり課	取り組みの主体を明確にしていくよう努めます。 協働事業については、市が各データを確実に把握できていることから掲載しています。
76	—	12	44	環境審議会の評価に書かれている養浜の海岸植生への影響についてはどのような対応をしたのか？	景観みどり課	養浜に使用される浚渫土から種子を取り除くなどの予防的処置は難しく、また、風で種子が運ばれるなど外来種の繁殖原因は多岐に渡るため、現実的には発生したものに対して駆除をするという対応をとっています。
77	—	12	45	「できたこと・成果」のミニコミ自然ミュージアムは市民の協力で開設したのではないかと思うがどうして行政だけがやったことになるのか。	景観みどり課 公園緑地課	ミニコミ自然ミュージアムは市民の方々との協働で開設しております。 記載の仕方、表現については今後留意いたします。

施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生						
No.	目標	重点 施策	ページ	意見の内容	担当課	回答
78	3～ 4	—	46～ 47	目標3、目標4ともにこのままいくと目標を達成できる状況ではない。自然環境に対する危機的状況と言う認識がないために施策が推進していない。	農業水産課 景観みどり課	目標3については、現在見直しを行っている「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に、既存の緑地の保全や一定規模以上の開発行為を行う際の緑地の確保を義務付け、緑被の確保を図っていきたいと考えております。 目標4については、農業の現状から耕地面積の増加・維持することが困難であり、このままでは著しい減少率で面積が減少していくであろう推計に対し、その減少を食い止めるべく農業委員会やJA等関係機関と連携し、施策の展開を図っています。
79	—	13	48	■平成25年度の取り組み 最後にある湘南海岸保全配慮地区の制度運用や事例研究の検討内容を知りたい。	景観みどり課	地区内の生け垣の築造・保全に関する助成および保存樹林・樹木の助成金の優遇措置を検討しました。 また、緑化基準における他地区との差別化についても検討しました。
80	—	13	49	河川緑化の連携として千ノ川だけが挙げられているが、千ノ川はコンクリートでの護岸工事が実施されており、みどりの基本計画の評価にもそのように書かれているが、時代に反しているのではないか。庁内での自然環境に配慮した考え方の構築が必要だ。また、市民団体との打ち合わせや情報交換を施策としてあげる書き方はおかしい。市民との協働の部分で書きたいとの事なら分かるが、ここはみどりの保全・再生である。	環境政策課 景観みどり課 下水道河川建設課	千ノ川整備については、ご指摘のとおり「茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画」策定に当たって検討委員会により協議した結果、市民の生命、財産を守るためにコンクリート護岸による整備計画となった経緯があります。そのような中で、地元自治会の意見を反映させながら、管理用通路の緑化等について引き続き検討していく予定です。 また、千ノ川で活動する市民団体と、保全・再生などの観点から意見交換を行っていることから、河川緑化に資するものという意味で記載しております。 自然環境の保全・再生に関する庁内の意識醸成については、様々な機会をとらえ行ってまいります。 記載事項の判断等については今後も適宜見直しを図ります。
81	—	13	50	「できなかったこと・問題点」には、出来なかったことが記載されているが、どうしてできなかったのか原因は書かれていないし、課題が大きいと思うが、個別の施策の羅列がBの「おおむね順調に進んでいる」ということなのか。理解に苦しむ。	環境政策課 景観みどり課	「できなかったこと・問題点」は目標達成のために足りていない問題点に着目したものと、その後に記載の「今後の方向性」を導きました。 本施策は対象となる取り組みが多岐にわたるため、関連課からの施策に関する共通認識が必要であると考えます。このことを踏まえたうえで、関係課から位置付けられた施策をしっかりと実施していくことで、一体的な保全・再生を実現していくことが理想的であると考えます。施策の評価については「予定していた施策」の各課からの「実施結果」を総合的に判断しBとしています。
82	—	13	51	保存樹林・保存樹木の調査及び取りまとめをするのは当たり前のことではないか。もう少し具体的な施策を書いてほしい。	景観みどり課	保存樹林・樹木については、候補地の抽出、樹林所有者へのアンケート、活用意向の訪問確認などにつながる形で調査および取りまとめを行っております。 記載の仕方については今後も改善を図ってまいります。

83	—	14	52	茅ヶ崎市の「人・農地プラン」を昨年も見せてほしいとお願いしたが、パンフレットだけだった。公表を望む。	農業水産課	茅ヶ崎市内4地域で作成した「人・農地プラン」は、それぞれの地域で中心経営体と位置付けられた農業者についての個人情報を含んだプランとなっており、一般に公表をするにはそぐわないことから公表は行いません。市ホームページにおいても同様ののご案内をさせていただいております。
84	—	14	53～54	農地は減っているのですが、目標4を達成するためにはもっと思い切った茅ヶ崎独自の農業施策が必要である。国の動向を見てと言うが、茅ヶ崎の農地は国の施策によって左右されるような規模の農業ではないことを自覚してほしい。今後の方向性でも同じである。	農業水産課	耕地面積の減少に歯止めをかけるために、国としても大々的な改革に打って出たものと考えます。国の施策が本市の農業のすべてに該当するわけではないことは承知しておりますが、活用できるところは活用すべく準備を進めています。
85	—	14	53～54	環境審議会が求めている農業協同組合との連携はどのようになったのか？具体的に書いてほしい。	農業水産課	農業協同組合（JA）との連携に関しては、農業施策において共通の目的を持ち、行政では担えない役割をJAに担っていただき、また新規就農者受入時の面談や情報交換等の際に連絡を取り、連携して農業施策の推進を図っています。また、本年2月の大雪被害に対してはJAとともに状況把握に努め、多大なるご協力をいただきました。 さらには、家庭菜園利用者への講習会に、JAの営農指導員に講師をお願いし、効果的な講義を行っていただきました。
86	—	15	55	冬期湛水の試みはとても良いと思います。しかし、金銭のかかる場所で行う必要があったのか、行谷、赤羽根など水抜きしなくても行える水田で冬期湛水をしてほしい。また、広くこの効果を市民に知らせてほしい。そうすることで、冬期湛水の適地がみつかり、行ってみたいと思う人が出てくる可能性があるでしょう。情報は拡散させないと試みが広がらない。	農業水産課 環境政策課	西久保で冬期湛水の実験を始めた理由としては、1枚だけ水を引くのに最適な立地条件にある田んぼであること、地権者の方のご協力で貸していただけること、左岸用水以外の水で通水できること、西久保の生産組合の方々に作業のご協力をいただけること、また、西久保の生産組合の方々が湘南タゲリ米の活動をはじめ、水稻栽培に精通しており、冬期湛水の取組にも関心が高いこと等が挙げられます。これらの条件が合致したことにより、冬期湛水の実験を始めることができました。 本事業を他地域にも広めていくには、農業面や環境面における相応のメリット・デメリットを検証し、農業者の方にお示しする必要があります。 現在は取り組みの効果を検証している段階であり、明確なメリットを見出して農業者の方、あるいは市民の方にお示しできるかが今後の課題です。

87	—	15	55～56	「できなかったこと・問題点」の中で、冬期湛水の効果が不明だったのは何が原因ですか？4回も調査をしたのに、1年では結果が分からないということでしょうか？	農業水産課 景観みどり課	農業の観点からは冬期湛水施行前後の水稲栽培の結果、不耕起栽培の効率や田植え作業の良し悪し、米の収穫量等の比較につきまして、平成25年度のみでは結果が出ないため、効果は不明としています。 また、市内初の冬期湛水を試行錯誤で行ったこともあり、序盤安定した湛水ができなかったため、効果は不明としています。 生物や米の収穫状況については今後も引き続き調査を継続します。
----	---	----	-------	---	-----------------	---

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

No.	目標	重点施策	ページ	意見の内容	担当課	回答
88	5～6	—	57～58	目標5、目標6はすでに実施されていなくてはならないにもかかわらずできていないのは何が原因かを書いてほしい。	景観みどり課	目標6の達成を担保する上で、目標5に掲げる「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しを、内容はもとより策定過程においても、どのようなものとしていくのか、具体的な考察に時間を要しています。 市民、土地所有者、事業者など、多様な立場の方からの意見を集約するには一定の時間を要していますが、市としての考え方を明確にした見直し作業を進め、実効性の高い条例の策定を進めます。
89	6	—	58	特に目標6での「保全地域の指定」は、指定して初めて保全されるのであり、計画に位置付けられていても茅ヶ崎市では何も行っていないことである。目標の達成状況の書き方が間違っていると思う。もし書くなら、「この位置づけは条例のここで担保する」と書くべきである。		
90	—	16	59	■平成25年度の取り組み (◎: 予定していなかったが実施した施策)として、「◎先進市町村の状況調査」をあげているが、これは条例を検討していくためには当たり前の事で、改めて施策として載せなければいけないほど、予定もしていなかったのか。	環境政策課 景観みどり課	他市町村の調査に関して基礎的情報は収集しておりましたが、本市が今後、見直し後の条例に基づく制度を実際に運用する中で直面する問題、課題の抽出に必要と考え、改めて直接ヒアリングを行いました。このことから本報告書には「予定していなかった施策」として記載しております。 環境基本計画年次報告書(平成24年度版)に記載している「予定していた施策」との区別がつくように記載しましたが、ご指摘のとおり、「茅ヶ崎市みどりの基本計画一部改定作業とあわせた、条例見直しに係る方向性の検討」の実施結果内に記載するなど記載方法を改善いたします。

91	—	16	60	■今後の方向性 「……検討します。」ではなく、「……策定します。」ですよね。今年度の業務計画にも記載されているのですから。また延びるわけではないと思いたい。	景観みどり課	88番でも回答させて頂いたように、目標6の達成を担保する上で、目標5に掲げる「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しを、内容はもとより策定過程においても、どのようなものとしていくのか、具体的な考察に予定より時間を要しています。 市民、土地所有者、事業者など、多様な立場の方からの意見を集約するには一定の時間を要していますが、市としての考え方を明確にした見直し作業を進め、実効性の高い条例の策定を進めます。
92	—	17	61	この保全すべき地域の指定は目標と同じく重点施策16が策定されなければ推進されないもので、どうしようもない。自然環境評価再調査結果の公開は見てあまり利用できない内容である。	景観みどり課	
93	—	17	61	「まっふdeちがさき」での情報を茅ヶ崎市のHPで検索すると「茅ヶ崎市の防災情報、津波防災情報、施設情報、都市計画図、投票所、無線LANスポット、屋外広告物規制情報を見ることができます」とあり、「自然環境評価調査」との文言は出てこないです。	景観みどり課	市ホームページ「よくある質問」の中にある、電子マップについてのQ&Aのことと思いますが、ご指摘のとおり「自然環境評価調査」の文言がありませんので更新いたします。 「まっふdeちがさき」のトップページには「自然環境評価調査」へのアイコンがございます。
94	—	17	62	条例ができていなくて指定はできないのにどうして評価がCの「ある程度進んでいる」なのか？	景観みどり課	保全すべき地域の指定の考え方や手法については、条例の見直しや保全管理体制の構築と併せて検討を行ってまいりました。 特別緑地保全地区候補地の一つである赤羽根十三区については、一部地権者への説明や地籍調査を行うことが出来たため、評価としては一定の進捗に着目し評価をCいたしました。
95	—	17	62	「できたこと・成果」で書かれていることは、P.59に書かれている藤沢市へのヒアリングでしょうか。1件のヒアリングで「本市の状況にあった条例のあり方や制度の研究ができた」とは思えません。	景観みどり課	他市町村の調査に関して基礎的情報は収集しておりましたが、本市が今後見直し後の条例に基づく制度を実際に運用する中で直面する問題、課題の抽出に必要と考え、直接ヒアリングを行いました。 今後も本市の実情に合致した手法の考察が出来るよう、様々な機会をとらえて情報収集を行います。
96	—	17	62	次の「保全すべき自然が多い事を周知出来た」と書かれていることも、書き方が違うのではと思う。保全すべき自然環境はもう少ししかないのですから。	景観みどり課	みどりが減少している中で、保全を必要とする自然環境が多いという意味で記載しておりますが、記載の方法については今後も改善を図ってまいります。

97	—	18	63～64	自然環境に係る施策の推進につなげる事ができたとあるが、具体的に何でしょう。	景観みどり課	自然環境への影響が懸念される案件が発生した場合、自然環境庁内会議は一義的に情報共有と課題精査が行われ、最も効率的、効果的な対応を判断できる機会となっています。 また、国や県の事業について情報共有が不足する事案が発生したため、自然環境庁内会議のメンバーに広域事業政策課を加え、体制の改善を図りました。
98	—	18	63～64	情報を共有するだけでなく、施策を推進するための具体的な検討・提案・企画をするような会議をしてほしい。		

施策の柱2.2 生物多様性の保全方針の策定

No.	目標	重点施策	ページ	意見の内容	担当課	回答
99	7～8	—	65	平成24年度までに策定されることになっているが推進されないのはどうしてか、理由を書いてほしい。	景観みどり課	基盤データ(自然環境評価調査)の内容を基にしつつ、環境基本計画、みどりの基本計画に位置付けのあるそれぞれの施策の連動を意識し、実効性の高い計画とするため、実現可能性や継続性も踏まえた検討を進めているため、予定より時間を要しています。 また、生物多様性については本市の状況だけでなく地理的連動性を図るため、神奈川県や近接する自治体の状況を把握することが必要と考えます。
100	—	19～20	66	生物多様性の職員研修が行われているのは大変良いこと。今までの経緯を考えると都市部、建設部だけでは不足です。下水道河川部、経済部、企画部は必要でしょうね。研修内容を明文化して生物多様性地域戦略につなげてほしい。まず外来種の問題、再生する場合の問題など、積み上げていくことで一歩でも進んでほしい。	景観みどり課	ご指摘のとおり、全庁的な周知、共通認識が必要であると考えており、研修については範囲を広げていきます。また、イントラネットや庁内通知を随時活用します。 また、生物多様性地域戦略につきましては、現在まで積み上げてきた本市の基盤データ(自然環境評価調査)の内容を基にしつつ、県、近隣市町との地理的連続性も考慮した検討を積み上げてまいります。
101	—	19～20	66	■平成25年度の取り組み 目的に合っていないし、内容が不十分である。自然環境調査員養成講座は実際に調査員となる人がいない状況であり、再考をした方がよい。	景観みどり課	自然環境調査員の養成については課題として認識していますが、これまで実施してきた講座の参加者にも呼びかけを行い、講義内容を効果的に調査に生かせるよう工夫した事業を実施してまいります。

102	—	19～ 20	66	環境審議会からスケジュールとロードマップを示すように言われているが、これに関してどのように対処したのか、書いてほしい。	景観みどり課	99番でも回答させて頂いたように、基盤データ(自然環境評価調査)の内容を基にしつつ、環境基本計画、みどりの基本計画に位置付けのあるそれぞれの施策の連動を意識し、実効性の高い計画とするため、実現可能性や継続性も踏まえた検討を進めているため、予定より時間を要しています。 また、生物多様性については本市の状況だけでなく地理的連動性を図るため、神奈川県や近接する自治体の状況を把握することが必要と考えます。
103	—	19～ 20	67	県や近隣市町の状況を把握するのではなく、茅ヶ崎市独自で考えてほしい。		
104	—	19～ 20	67	今後の方向性でも、国家戦略との整合性を検証するといつもあげているが、何年検証すれば良いのか、国家戦略ではなく、茅ヶ崎市独自の戦略で結構ですので推進してほしい。		

テーマ4 低炭素社会の構築

施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

No.	目標	重点 施策	ページ	意見の内容	担当課	回答
105	—	29	102	行政活動に伴うエネルギー消費を抑制し、市域のCO ₂ 排出量を削減しますとしていますが、省エネは電気使用量削減→燃料使用量の削減→CO ₂ 排出量の削減→地球温暖化防止につながることをもっと積極的に「見える化」の手法を利用してマップ、数値的な記載を含め、一般市民にもわかる様に広報したと思います。 報告の内容をみるとその辺の積極性が見えていないように感じました。	環境政策課	ご指摘のように一事業者としての電気使用量、燃料使用量の削減からの温室効果ガスの削減効果が明確に見えるようにすることで取り組み効果が市民の皆様にもわかりやすくなります。市民の皆様へ広報していく際には明確にわかるよう、見せ方を工夫して見える化に努めます。

施策の柱4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減						
No.	目標	重点 施策	ページ	意見の内容	担当課	回答
106	16	—	104	報告の中に「えぼし号の利用状況」関連が記載されていますが、この「えぼし号」の燃料として、資源ごみとして収集している「廃食油」を燃料とすることの試みを考慮したらと思います。「廃食油」は品質が安定していない、寒川町との関係がある、えぼし号は神奈中に運転を委託している等の理由があるかもしれませんが、「廃食油」は国でもBDFとして推進しています。 また、BDFは「カーボンニュートラル」でCO₂を排出しないことになっており、「温室効果ガス削減」となるものです。「廃食油」回収を茅ヶ崎市でも始めたのであるから、まだ課題があるにしても、ごみ処理行政、環境保全行政の面からもっと積極的な姿勢を示すべきと考えます。	都市政策課	BDF(バイオディーゼル燃料)実用化については、以前神奈川県が路線バスにおける実証実験を行っています。 走行自体には問題ありませんでしたが、軽油に比べてかなり費用がかかること、単価を抑えるためには生産ラインを整え、大々的に生産する必要があること、仮に単価を抑えても、路線バスで実際に使うためには大型のタンクが必要であり、設備投資に相当の経費がかかることなど、いずれも長期的に考えなければならない課題が多くあるとのことでした。 ご存じのとおりコミュニティバス「えぼし号」の運行は神奈川中央交通が行っており、燃料については神奈中の路線バスと同じものを使うことが効率的であると考えます。 以上より、現時点での導入は難しい状況ですが、今後も情報収集に努めてまいります。 また、廃食油は、月1回資源物として収集し、再生業者に引き渡し、石けんや道路の塗料(白線など)にリサイクルされています。
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり						
施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成						
No.	目標	重点 施策	ページ	意見の内容	担当課	回答
107	17	—	111	生物多様性についての調査・研修の内容を教えてください。誰がどのような内容でどの程度(回数・時間等)行なったのか。	景観みどり課	年1回、都市部・建設部への異動者を対象とした研修会を開催し、みどりの基本計画や生物多様性について1時間程度の研修を行いました。
108	—	32	112	平成24年度版の今後の方向性に、研修後はアンケートなどで効果測定を行なうと書かれているがその結果はどうしたのか？	環境政策課 景観みどり課	平成25年度は研修効果を測る必要がある研修を行うことができなかったため、アンケート等は実施しておりません。 今後、効果測定が必要な研修を実施する際にはアンケート等を併せて実施します。
109	—	32	113	■予算執行状況等 景観みどり課の「自然環境に係る調査・研修費」はどうして使用されなかったのか、理由をお聞きたい。	景観みどり課	本予算執行に係る研修会は、他施策との兼ね合いから開催できませんでした。なお、都市部・建設部の異動者を対象とした研修会では景観みどり課職員が講師を務めたため、予算の執行はありませんでした。

110	—	33	115	■平成24年度版の環境審議会からの課題 エキスパート職員については、どこにも記載がないがどのような対処をされたのか、書いてほしい。	職員課	エキスパート職員については、平成25年度にも募集を行いました但応募がありませんでした。なお、複線型人事制度は平成24年度から本格実施に移行しており、当該専門分野においても管理職への任用を可能としています。
111	—	33	116	評価はB「おおむね順調に進んでいる」とあるが、実質的に実感が無い。	職員課	外部研修への派遣、庁内研修については、職員から一定の評価を得た中で実施しております。今後、研修で得た知識やスキルが、職員が行う様々な業務の中で活かされ、市民の方が実質的な実感ができるよう、引き続き研修内容を検討し実施してまいります。

施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

No.	目標	重点施策	ページ	意見の内容	担当課	回答
112	—	34	118	■平成25年度の取り組み 「環境政策課主催事業の実施」の中の環境フェア、環境市民講座はエコワークとの共催ではないか。特に環境市民講座は、企画はエコワークが行っており、事務局として環境政策課が加わっている。	環境政策課	環境政策課主催事業という表記が誤解を招くことから、報告書作成の際は、環境政策課だけで事業を行っているとは誤解されないよう留意してまいります。
113	—	35	121～122	平成24年度版年次報告書の内容の審議会の評価は、短くしているので意味が違っている。エコワークは環境基本計画を推進するために茅ヶ崎市内の環境団体や市民で構成されている。環境政策課が事務局としてエコワークと協働で施策の推進をしていくことが要綱で決められている。 その他のコア地域や川などで活動している環境市民団体や生活環境に関する活動を行なっている市民団体に対する支援は行なわれていない。	環境政策課	環境審議会による評価は、エコワーク会員以外の市民団体あるいは事業者に対する支援、連携を検討・強化すべきというものであると理解しています。 各団体の皆様は市内各地で様々な活動を展開しており、そうした自発的な活動を支援できるよう努めてまいります。
114	—	35	121～122	支援として補助金を出している根拠とそれが市民に公表されていない事は課題である。	環境政策課	補助金交付の根拠となる要綱については市役所内にある市政情報コーナーで公表しています。 補助制度の概要等については自治会や市民団体へ直接通知しています。また、市ホームページで公表している制度もあります。

施策の柱5.3 学校における環境教育の充実

No.	目標	重点施策	ページ	意見の内容	担当課	回答
115	—	37	128	課題となっている「教師を対象とした研修や教育に積極的に取り組むこと。」は、どこで実施されたのでしょうか。今後の方向性で、「今後必要としている支援を確認します。」がそれですか？	環境政策課	「教職員が必要とする支援の確認」は施策を展開する準備と捉えており、現時点では教員を対象とした研修などは実施しておりません。 今後は、環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」に教員向け研修情報を掲載するなど、既存のツールを活用して支援できる情報の提供を検討していきたいと考えます。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)

年次報告書(平成26年度版)

平成27年(2015年)3月発行

発行部数 250部

発行:茅ヶ崎市

編集:環境部環境政策課

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467(82)1111

内 線 3521,3522

FAX 0467(57)8388

メール kankyouseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

